

改正案	現行
<p>第一章 総則（第一条 第八条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条 第三十五条）</p> <p>第三章 予納（第三十六条 第四十一条の四）</p> <p>第三章の二 電子情報処理組織による納付手続（第四十一条の五 第四十一条の八）</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p>第一節 登録情報処理機関（第四十二条 第五十四条）</p> <p>第二節 登録調査機関（第五十五条 第六十条）</p> <p>第三節 特定登録調査機関（第六十条の二 第六十条の十）</p> <p>第五章 雑則（第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>（特定手続の指定）</p> <p>第十条 一（四十二）（略）</p> <p>四十三 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付に際しての申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）及び特許法第一百七条第一項に規定する特許料若しくは第一百二十二条第二項に規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三十三条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（第四十一条の六の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る</p>	<p>第一章 総則（第一条 第八条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条 第三十五条）</p> <p>第三章 予納（第三十六条 第四十一条の四）</p> <p>第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関</p> <p>第一節 登録情報処理機関（第四十二条 第五十四条）</p> <p>第二節 登録調査機関（第五十五条 第六十条）</p> <p>第三節 特定登録調査機関（第六十条の二 第六十条の五）</p> <p>第五章 雑則（第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>（特定手続の指定）</p> <p>第十条 一（四十二）（略）</p> <p>四十三 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付に際しての申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。）</p>

特許料等」という。)の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。)(の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出(第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。)

四十四～五十二 (略)

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号(法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)(の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)(の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。))から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び前号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。))の補正又はその補正の補正に係るものを除く。))に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は特許法第三百三十三条の第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四～六十 (略)

四十四～五十二 (略)

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号(法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)(の規定による特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)(の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。))から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び前号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。))の補正又はその補正の補正に係るものを除く。))に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は特許法第三百三十三条の第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四～六十 (略)

(物件の提出)

第十九条 (略)

一、十五 (略)

十六 現金手続省令第六条第一項の規定により提出すべき歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百十一号)別紙第四号の十二書式の納付済証(特許庁提出用)

十七 (略)

2、4 (略)

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 (略)

一、三十一 (略)

三十二 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号(法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。)(から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。))の補正又はその補正の補正に係るものを除く。))並びに第一号から第二十八号まで、第二十九号(国際出願に係る物件の提出を除く。)、第三十号及び前号までに掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二

(物件の提出)

第十九条 (略)

一、十五 (略)

十六 現金手続省令第六条第一項の規定により提出すべき歳入徴収官事務規定(昭和二十七年大蔵省令第四百十一号)別紙第四号の十二書式の納付済証(特許庁提出用)

十七 (略)

2、4 (略)

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 (略)

一、三十一 (略)

三十二 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号(法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。)(から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号(第四十三号に掲げる手続(法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。))の補正又はその補正の補正に係るものを除く。))並びに第一号から第二十八号まで、第二十九号(国際出願に係る物件の提出を除く。)、第三十号及び前号までに掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は特許法

項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

三十三・三十四（略）

### 第三章の二 電子情報処理組織による納付手続

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第四十一条の五 特許法第百七条第五項ただし書、第百十二条第三項ただし書若しくは第百九十五条第八項ただし書（国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、現金手続省令第一条第一項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 | 商標法第四十一条の二第二項若しくは第二項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料は、現金手続省令第一条第二項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。

第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

三十三・三十四（略）

(電子情報処理組織による現金の納付方法)

第四十一条の六 第三条又は現金手続省令第二条の規定により識別番号を付与された者(その者の代理人を含む。以下「納付者」という。)は、現金納付に係る特許料等又は特許法第九十五条第一項から第三項に規定する手数料、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料、法第四十条第一項に規定する手数料、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料若しくは国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料(以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。)を電子情報処理組織を使用して特許庁長官から得た納付情報により、日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店(日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続(昭和二十四年大蔵省令第百号)第一条に規定する歳入代理店をいう。)をいう。)に納付することができる。この場合において、納付者は、納付情報のうち納付番号を現金納付に係る特許料等又は現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類に記載しなければならない。

(現金手続省令の準用)

第四十一条の七 現金手続省令第七条の規定は、前条の規定による手続に準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定に基づき提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の六に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）

改正案

現行

（識別番号の付与）

（識別番号の付与）

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条第五十四号から第五十六号まで規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する電子情報処理組織を

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条第五十一号から第五十三号まで規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第五十一号から第五十三号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第五十一号から第五十三号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十条第五十一号から第五十三号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する電子情報処理組織を

用して行う手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付しようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしなければならない。

2・3（略）

（納付書の交付）

第四条（略）

2 特許庁長官は、識別番号を付与されている者から第一項の規定による請求があつた場合には、その者に歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第四百四十一号）で定める様式による納付書を交付しなければならない。

3（略）

（出願等の手続）

第六条 納付者は、現金納付に係る工業所有権の手数料等を日本銀行に納付するとともに、当該手数料等の納付を証明する歳入徴収官事務規程別紙第四号の十二書式の納付済証（特許庁提出用）（以下「納付済証」という。）を添えて、現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類を特許庁長官に提出しなければならない。

用して行う手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付しようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしなければならない。

2・3（略）

（納付書の交付）

第四条（略）

2 特許庁長官は、識別番号を付与されている者から第一項の規定による請求があつた場合には、その者に歳入徴収官事務規定（昭和二十七年大蔵省令第四百四十一号）で定める様式による納付書を交付しなければならない。

3（略）

（出願等の手続）

第六条 納付者は、現金納付に係る工業所有権の手数料等を日本銀行に納付するとともに、当該手数料等の納付を証明する歳入徴収官事務規定別紙第四号の十二書式の納付済証（特許庁提出用）（以下「納付済証」という。）を添えて、現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類を特許庁長官に提出しなければならない。